

与那原町立幼稚園紹介

与那原町役場 子育て支援課

【幼稚園】

与那原幼稚園 与那原町字与那原720番地 TEL 945-3466
与那原東幼稚園 与那原町字板良敷45番地 TEL 945-1541

【入園児について】 H22年4月2日～H23年4月1日生（5歳児）
H23年4月2日～H24年4月1日生（4歳児）

【保育時間】

月～金 8時15分から14時00分
休業日 土・日・祝祭日 夏休み 秋休み 冬休み 年末年始
園長が指定した日

【給食】 ケータリング（個人契約）を利用して頂きます。
1食：300円 ※毎週火曜日はお弁当の日です。

【保育料について】

幼稚園保育料：各家庭で異なり同一生計を営む世帯員の住民税額によって
決定されます。（別添資料のとおり）

○幼稚園保育料は、口座振替のみで納付を行っております。口座振替の手続き
を必ずお願いします。

※「口座振替依頼書」（窓口配布）を記入押印の上金融機関へ提出して下さい。

○保育料口座振替日は、毎月10日となっております。（4月のみ15日）
（但し、土日祝日に当たる場合は、翌営業日となります。）

口座振替の出来なかった場合は、再振替はしません。

直接、子育て支援課窓口での納付をお願いします。振替日より20日を
過ぎますと督促料が100円発生しますので、ご注意ください。

※預かり保育の対象者は、預かり保育料を幼稚園保育料と合算して引落し
いたします。

※原則として納付書発行は行っておりません、ご了承下さい。

※幼稚園保育料の設定に伴い、保護者の所得情報等が必要となります。「同意書」の
提出をよろしくお願いします。

※幼稚園入園に関しては、随時受付可能です。受付希望される方は、下記連絡先まで
問い合わせください。

与那原町役場 子育て支援課 TEL 945-6520（幼稚園担当）

◎預かり保育について（5歳児のみ）

町立幼稚園では、幼稚園教育の基本を踏まえ、在園児を対象に行う教育活動として「預かり保育」を実施し、子育て支援をしています。

【対象園児】

幼稚園に在園し、幼稚園終了後の保育にかけることにより、預かり保育を必要とする者。

【保育期間】

- ・4月1日から修了式の前日まで 月～金 幼稚園修了後～18:00
- ・入園式以前、夏季・秋季・冬季休業期間 8:15～18:00
- ・休業日：土・日・祝祭日・入園式・年末年始（12月29日～1月3日）
園長が指定した日

※入園式前の受入れは、慣らし保育の期間です。お子様の負担にならないよう、午前中保育のご協力をお願いします。入園式の日は、預かり保育はお休みです。

※預かり保育はお迎えの時間が18時までとなります。延長保育を希望する場合は午後7時まで、預かり保育料とは別料金となります。

- ・日額：100円 ※タイムカード制となります。

（利用される前に、幼稚園へ事前の連絡をお願いします。）

【定員】

- ・与那原幼稚園：60名
- ・与那原東幼稚園：30名

【預かり保育料】

- ・月契約 月額 5,000円
- ・日々契約 日額 400円（入園式以前、夏季・秋季・冬季休業期間 日額 800円）
- ・教材費（おやつ代含む）の別途徴収あり。
- ・給食サービスあり（個人契約）1食 300円 ※長期休暇のみ（弁当との選択制）
※契約の変更は可能ですが、月の途中の変更はお受けできません。
※預かり保育の必要状況が変わりそうな場合は、事前にご相談・手続きください。

【預かり保育可否及び通知方法】

- ・預かり保育利用決定者には、通知済みです。（書類不備等の方には通知しておりません）
- ・定員に満たない場合または欠員が出た場合には、随時受け付け致します。

注意事項

与那原町では幼稚園保育料の未納に対して厳しく対応しております。

下記の事項に十分注意してください。

☆ 保育料が3ヶ月以上未納の場合は、登園を停止する事があります。

又、預かり保育料が2ヶ月以上未納の場合は、登園を停止する事があります。

【問合せ先】 与那原町役場 子育て支援課 TEL 945-6520（幼稚園担当）

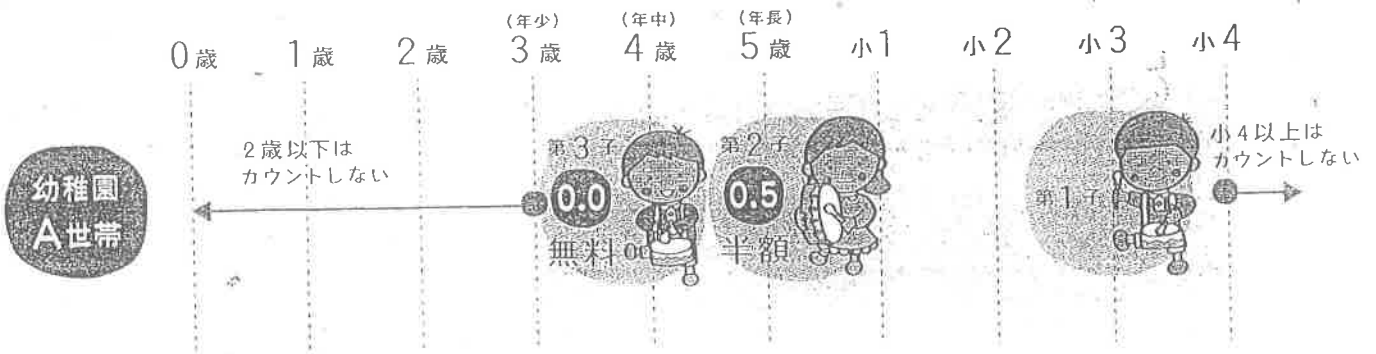
与那原町立幼稚園保育料

平成28年度

階層区分	定義		月額保育料 (円)			
			第1子の園児	第2子の園児	第3子の園児	
第1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	
第2	2-1 2-2	所得割の非課税世帯	ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
			2-1の項に該当する世帯以外の世帯	2,400 (3,000)	1,200 (1,500)	0 (0)
第3	3-1 3-2	所得割の課税世帯	77,100円以下 ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯	9,200 (15,100)	4,600 (7,550)	0 (0)
			3-1の項に該当する世帯以外の世帯	9,900 (16,100)	4,950 (8,050)	0 (0)
第4	211,200円以下		11,900 (20,500)	5,950 (10,250)	0 (0)	
第5	211,201円以上		13,200 (23,010)	6,600 (11,505)	0 (0)	

●保育料の欄の金額について：() 国基準

●多子世帯の保育料軽減：小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。



！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税額に基づく保育料 | 当年長の市町村民税額に基づく保育料

与那原町立幼稚園保育料

平成29年度

階層区分		定義		月額保育料（円）		
				第1子の園児	第2子の園児	第3子の園児
第1階層		生活保護法による被保護世帯		0	0	0
第2階層	2-1	所得割の非課税世帯	ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	2-2		2-1の項に該当する世帯以外の世帯	2,400 (3,000)	1,200 (1,500)	0 (0)
第3階層	3-1	所得割の課税世帯	ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯	12,000 (15,100)	6,000 (7,550)	0 (0)
	3-2		3-1の項に該当する世帯以外の世帯	12,800 (16,100)	6,400 (8,050)	0 (0)
第4階層		211,200円以下		16,400 (20,500)	8,200 (10,250)	0 (0)
第5階層		211,201円以上		18,400 (23,010)	9,200 (11,505)	0 (0)

●保育料の欄の金額について：（ ）国基準

●多子世帯の保育料軽減：小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子その下の子を第2子とカウントします。